

相続遺言ニュース

令和2年

【遺留分を払う場合の注意点】

改正により、「遺留分減殺請求」から「遺留分侵害請求」に名称が変わりましたね。そして遺留分権利者に遺留分を支払う場合には、**金銭で支払うことが原則**になりました。

「そうは言っても、遺留分を払うだけの現金が手元がないんだけど・・・。」という場合、遺留分をもらう側（遺留分権利者）の同意があれば、現金以外の現物で払うことは可能です。

が！ここで注意しなければならないことがあります。

例えば、遺留分を支払わなければならない側（遺留分義務者）が現金の代わりに土地（現物）などを遺留分権利者に分与した場合、なんと！**遺留分義務者に譲渡所得税が課されてしまう**のです。

税務上、持ち分を譲渡することにより遺留分債務を減少させることができたので、その減少分を利益だとみなされてしまうのです。やはり遺留分を払えるだけの現金を予め準備しておくことが肝心になってきますね。



相続法改正セミナー(無料)を開催します。

日時: 令和2年5月23日(土) 14:00~15:30

メインの内容: 預貯金の仮払い制度

令和2年6月27日(土) 14:00~15:30

メインの内容: 特別寄与料

令和2年7月25日(土) 14:00~15:30

メインの内容: 配偶者居住権

場所: ふじみ野市立産業文化センター 第一会議室

〒356-0056

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目10番48号

東武東上線 ふじみ野駅から徒歩7分

くわしくはこちら
をご覧ください。



【遺産分割協議が終わった後に遺言書が出てきたら？】

当初、探しても遺言書は見つからなかったのに、遺産分割協議が終わった後、ふとしたはずみに遺言書が見つかり、しかもその内容が遺産分割協議書の内容と異なっていた場合、どちらが優先されるのでしょうか？

この場合、見つかった**遺言書の内容が優先されるのが原則**です。遺言書と異なる遺産分割協議は無効なので、手続のやり直しや調整が必要になってしまいます。

ただし、遺言より遺産分割協議書の内容を優先することに、**相続人全員が同意すれば、遺言書に従う必要はありません**。とはいえ、遺言を書いた側からすれば遺言内容を実現できず残念です。自筆証書遺言を早く見つけてもらつたためには、7月10日から施行される保管制度を利用してみてはいかがでしょうか。



遺言セミナー(無料)のご案内

遺言を書くときの注意点や、自分は遺言を用意した方がよいのかどうか知りたい方に向けてセミナーを行います。

日時: 令和2年8月29日(土) 14:00~15:30

場所: ふじみ野市立産業文化センター 第一会議室

【お詫び】新型コロナウイルスの影響で前回お知らせしておりましたセミナーを一部急遽中止いたしました。当日ご来場くださいました皆様にはお詫び申し上げます。この原稿を作成している時点で終息がいつになるか不明のため今後も急遽中止とさせていただきます。その場合にはホームページ上にてお知らせいたします。

発行元



〒354-0034

富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102

大曾根行政書士事務所

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710

営業時間9時~17時 土日祝日も営業(不定休)

初めのご相談は無料です。



<https://office-osone.com/>

【物納の話】

相続税の控除額が減ったため、相続税を支払わなければならない人の数が増えましたね。
そこで今回はちょっと物納の話をしたと思います。

相続税の納税方法は金銭での一括納付が原則ですね。

相続税の申告期限は亡くなってから10か月以内。
期限までにお金を用意できない場合には「延納」を申請することになります。

延納でも相続税が払えない場合、「物納」の制度を使うことを初めて検討することになります。(つまり物納は最終手段。)

物納できる財産の要件は、

- ①物納申請者が相続により取得した財産で日本国内にあること。(海外不動産はダメ)
- ②管理処分不適格財産でないこと。
- ③物納申請財産の種類及び順位に従っていること
第一順位:不動産、船舶、国債証券、上場株式など
第二順位:非上場株式など
第三順位:動産
- ④物納劣後財産に該当する場合には、他に適当な価格の財産がないこと
- ⑤物納にあてる財産の価格は、原則として物納申請税額を超えないこと

となっています。

物納というと「不動産で物納」を考える人が多いと思います。

ところで複数不動産を持っている場合、物納する土地をどれにするかは相続人が選べることはご存知ですか？

つまり、相続で残したい方の土地を相続人の手元に残し、そうでない方の土地を物納にあてることは可能なのです。

ただし、境界がはっきりしていない、他人の土地に囲まれて公道に接していない土地などは「管理処分不適格財産」にあたるので物納ができません。

物納にあてて手放そうかな、と考えている土地があり、現時点でその土地が管理処分不適格財産に該当しているなら、早いうちに整備が必要になります。(境界を明確にしておくなど)

将来相続税が多額にかかりそう、しかも現金一括納付は無理そう、延納も無理かも、と思っているようでしたら、物納に向けて不動産の整備もあわせて考えてみるのはいかがでしょうか。

パラリーガル事件簿

「仏壇運んでくれませんか？」

前回の「相続財産管理事件」の続き。
相続人がいないので当然仏壇を引き継ぐ人もおらず。
家を売却するので仏壇を処分することになりました。
処分前にはもちろんお坊さんと呼んで閉眼供養をしましたよ。

